

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による	役務仕様書	
	性質による	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	産業廃棄物の収集運搬	基本LPS-X05002-1	
		承認	令和 5年 3月 8日
		作成	令和 5年 2月 1日
		改正	令和 6年 3月 5日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	第1輸送航空隊基地業務群本部		

1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊小牧基地（以下「小牧基地」という。）から排出される産業廃棄物の収集運搬について適用する。

2 役務に関する要求

2.1 全般

小牧基地から排出される産業廃棄物の収集運搬

2.2 関係法令

- a) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）
- b) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）
- c) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚生省令第35号）

2.3 収集運搬の基準

廃棄物の収集運搬にあたっては、収集運搬時における「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」及び関係法令等の定めに従って行うものとする。

2.4 収集運搬の条件

- a) 契約相手方は当該廃棄物の収集運搬の許可を有しているものとし、その許可証の写しを官側に提出するものとする。
- b) 契約相手方は、官側の承認を得ないで当該廃棄物の転用及び再委託をしてはならない。
- c) 当該廃棄物の収集運搬においては、飛散防止に努めるものとする。
- d) 契約相手方は官側の承認を得ないで当該廃棄物の積替及び保管をしてはならない。
- e) 契約相手方は、当該廃棄物を官側の指定する処分業者に速やかに搬入するものとする。
- f) 産業廃棄物（マニフェスト）の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、速やかに官側に提出するものとする。

件名	産業廃棄物の収集運搬
----	------------

2.5 実施要領

2.5.1 収集運搬要領

調達要領指定書のとおりとする。

2.5.2 履行場所

航空自衛隊小牧基地（収集場所は、期間中に官側が別示する。）

2.5.3 履行日時

午前8時15分から午後5時の間とし、細部は官側が示す。

2.5.4 廃棄物の種類

調達要領指定書のとおりとする。

2.5.5 運搬量

調達要領指定書のとおりとする。

2.5.6 搬入場所

調達要領指定書のとおりとする。

2.6 役務の内容

2.6.1 引き渡し

a) 官側からの産業廃棄物の引き渡しは、官側が指示する場所において、官側の監督官及び契約相手方の責任者が立ち合いの上行うものとする。

b) 引き渡された産業廃棄物は、官側が指定する処分業者に引き渡すものとする。

c) 契約相手方は、当該役務に係る全ての事故防止に努めるものとする。

2.6.2 作業の中止

本役務の履行にあたり本仕様書に規定されている以外の作業の必要性が生じた場合は、作業を一時中止し、監督官を通じ契約担当官に申し出る。

2.6.3 清掃

契約相手方は、本役務終了に伴い、監督官の指示に従って役務履行場所の清掃を行う。

2.6.4 資器材等

本役務履行に使用する資器材は任意とし、契約相手方の負担とする。

3 品質保証

3.1 監督

監督は、契約担当官の指定する監督官立ち合いのもと実施する。

3.2 役務の完成検査

役務の完成検査は、官側の検査官が該当役務に係る産業廃棄物管理票（B票）を受領後、照合確認をもって完了とする。

件名	産業廃棄物の収集運搬
----	------------

4 保全

- a) 契約相手方は、基地の立ち入りに関し、基地警備規則などに基づく所要の手続きを実施する。また、本役務に必要な場所以外への立ち入りは行わない他、基地内行動について、官側の指示に従うものとする
- b) 契約相手方は、基地内で知りえた情報については、第三者へ漏らしてはならない。
- c) 契約相手方は、基地内における写真撮影については、本役務に必要な場合のみとし、本役務を担当する監督官の許可を得るものとする。写真及びデータについては、本役務完了後に消去する。

5 その他の指示

5.1 官側における支援

契約相手方は、本役務を履行にあたり、官側の支援が必要な場合は、次の事項について監督官と調整のうえ、官側の支援を受けることができる。

- a) 設備（水道）
- b) 施設（トイレ）

5.2 提出書類

契約相手方は、運搬終了後速やかに産業廃棄物管理票B 2票の写し又は原本を、直接または郵便等で検査官に提出する。

6 その他

- a) 基地内への入出に関する各種手続き及び入（出）門要領、運航要領、作業時間に関する提出書類については、監督官の指示によるものとする。
- b) 当該廃棄物の収集運搬時、官側の示す場所以外は立ち入らないものとする。
- c) 契約相手方は、当該役務に係る全ての事故防止に努めるものとする。
- d) 役務履行の際、官側が管理する人及び財産並びに物品等に危害又は損害をあたえないように必要な処置を講ずるとともに、万一危害を与えた場合は、契約相手方の責任において補償する。
- e) 車両及び資器材の残置を行う場合は、本役務を担当する監督官に申し出る。
- f) この仕様書に記載されていない事項で関係法令上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関係法令等に基づき実施するものとするほか、疑義が生じた場合は官側と協議しこれを取り決めるものとする。

調達要領指定書

調達要領指定書	発簡番号	基本指-R6004
	調達要求書番号	基本役-R6004
	調達要求年月日	令和 6年 4月15日
	作成部課	第1輸送航空隊基地業務群本部
	作成年月日	令和 6年 2月 5日
品名及び件名	産業廃棄物の収集運搬	
仕様書番号	基本LPS-X05002-1	
指定事項：		
<p>1 適用範囲</p> <p>この調達要領指定書は、航空自衛隊小牧基地から排出される産業廃棄物の収集運搬について適用する。</p> <p>2 役務に関する要求</p> <p>2.5 実施要領</p> <p>2.5.1 収集運搬要領</p> <p>a) 小牧基地を巡回し、収集箇所にて廃棄物を収集運搬する。巡回経路及び収集箇所は、官側の指示による。また、収集は1回30か所（基準）の廃棄物を回収し、運搬回数単価契約とする。</p> <p>b) 廃棄物の収集は、官側が示す表示を確認するとともに、指定された種類の廃棄物以外が混在していないことを契約相手方が確認し収集する。</p> <p>なお、表示の不備及び指定された種類の廃棄物以外が混在している場合は収集しないこと。</p> <p>c) 極力計量機能付き車両により回収し、回収前後の回収量について、官側の確認を受けるものとする。</p> <p>2.5.3 履行日時</p> <p>廃棄物の収集は、別紙の計画を基準とする。</p> <p>2.5.4 廃棄物の種類</p> <p>廃プラスチック類（ビニール及び発砲スチロールを含む）、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず</p> <p>2.5.5 運搬量</p> <p>a) 別表を基準とし、重量単価契約とする。</p> <p>b) 都度回収した重量を証明するものを官側に提出するものとする。</p> <p>c) 産業廃棄物管理票の数量（及び単位）の欄には、重量を記載するものとする。</p> <p>2.5.6 搬入場所</p> <p>有限会社伸和環境 東田中リサイクルセンター 愛知県小牧市大字東田中字菖蒲池1288-1</p>		

令和6年度事業系産業廃棄物収集日（基準）

		4月	
1	月		
2	火	○	
3	水		
4	木		
5	金	○	
6	土		
7	日		
8	月		
9	火	○	
10	水		
11	木		
12	金	○	
13	土		
14	日		
15	月		
16	火	○	
17	水		
18	木		
19	金	○	
20	土		
21	日		
22	月		
23	火	○	
24	水		
25	木		
26	金	○	
27	土		
28	日		
29	月		
30	火		

予定回数 8

		5月	
1	水		
2	木		
3	金		
4	土		
5	日		
6	月		
7	火	○	
8	水		
9	木		
10	金	○	
11	土		
12	日		
13	月		
14	火	○	
15	水		
16	木		
17	金	○	
18	土		
19	日		
20	月		
21	火	○	
22	水		
23	木		
24	金	○	
25	土		
26	日		
27	月		
28	火	○	
29	水		
30	木		
31	金	○	

予定回数 8

		6月	
1	土		
2	日		
3	月		
4	火	○	
5	水		
6	木		
7	金	○	
8	土		
9	日		
10	月		
11	火	○	
12	水		
13	木		
14	金	○	
15	土		
16	日		
17	月		
18	火	○	
19	水		
20	木		
21	金	○	
22	土		
23	日		
24	月		
25	火	○	
26	水		
27	木		
28	金	○	
29	土		
30	日		

予定回数 8

		7月	
1	月		
2	火	○	
3	水		
4	木		
5	金	○	
6	土		
7	日		
8	月		
9	火	○	
10	水		
11	木		
12	金	○	
13	土		
14	日		
15	月		
16	火		
17	水		
18	木		
19	金	○	
20	土		
21	日		
22	月		
23	火	○	
24	水		
25	木		
26	金	○	
27	土		
28	日		
29	月		
30	火	○	
31	水		

予定回数 8

		8月	
1	木		
2	金	○	
3	土		
4	日		
5	月		
6	火	○	
7	水		
8	木		
9	金	○	
10	土		
11	日		
12	月		
13	火		
14	水		
15	木		
16	金		
17	土		
18	日		
19	月		
20	火	○	
21	水		
22	木		
23	金	○	
24	土		
25	日		
26	月		
27	火	○	
28	水		
29	木		
30	金	○	
31	土		

予定回数 7

		9月	
1	日		
2	月		
3	火	○	
4	水		
5	木		
6	金	○	
7	土		
8	日		
9	月		
10	火	○	
11	水		
12	木		
13	金	○	
14	土		
15	日		
16	月		
17	火		
18	水		
19	木		
20	金	○	
21	土		
22	日		
23	月		
24	火		
25	水		
26	木		
27	金	○	
28	土		
29	日		
30	月		

予定回数 6

		10月	
1	火	○	
2	水		
3	木		
4	金	○	
5	土		
6	日		
7	月		
8	火	○	
9	水		
10	木		
11	金	○	
12	土		
13	日		
14	月		
15	火		
16	水		
17	木		
18	金	○	
19	土		
20	日		
21	月		
22	火	○	
23	水		
24	木		
25	金	○	
26	土		
27	日		
28	月		
29	火	○	
30	水		
31	木		

予定回数 8

		11月	
1	金	○	
2	土		
3	日		
4	月		
5	火		
6	水		
7	木		
8	金	○	
9	土		
10	日		
11	月		
12	火	○	
13	水		
14	木		
15	金	○	
16	土		
17	日		
18	月		
19	火	○	
20	水		
21	木		
22	金	○	
23	土		
24	日		
25	月		
26	火	○	
27	水		
28	木		
29	金	○	
30	土		

予定回数 8

		12月	
1	日		
2	月		
3	火	○	
4	水		
5	木		
6	金	○	
7	土		
8	日		
9	月		
10	火	○	
11	水		
12	木		
13	金	○	
14	土		
15	日		
16	月		
17	火	○	
18	水		
19	木		
20	金	○	
21	土		
22	日		
23	月		
24	火	○	
25	水		
26	木		
27	金	○	
28	土		
29	日		
30	月		
31	火		

予定回数 8

		1月	
1	水		
2	木		
3	金		
4	土		
5	日		
6	月		
7	火	○	
8	水		
9	木		
10	金	○	
11	土		
12	日		
13	月		
14	火		
15	水		
16	木		
17	金	○	
18	土		
19	日		
20	月		
21	火	○	
22	水		
23	木		
24	金	○	
25	土		
26	日		
27	月		
28	火	○	
29	水		
30	木		
31	金	○	

予定回数 7

		2月	
1	土		
2	日		
3	月		
4	火	○	
5	水		
6	木		
7	金	○	
8	土		
9	日		
10	月		
11	火		
12	水		
13	木		
14	金	○	
15	土		
16	日		
17	月		
18	火	○	
19	水		
20	木		
21	金	○	
22	土		
23	日		
24	月		
25	火		
26	水		
27	木		
28	金	○	

予定回数 6

		3月	
1	土		
2	日		
3	月		
4	火	○	
5	水		
6	木		
7	金	○	
8	土		
9	日		
10	月		
11	火	○	
12	水		
13	木		
14	金	○	
15	土		
16	日		
17	月		
18	火	○	
19	水		
20	木		
21	金		
22	土		
23	日		
24	月		
25	火		
26	水		
27	木		
28	金		
29	土		
30	日		
31	月		

予定回数 5

※○は事業系一般廃棄物収集日（基準）

※土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から翌年1月3日は除く。

年間 予定数	87
-----------	----

令和6年度事業系廃棄物処分量（基準）

【プラスチック等】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
プラスチック	750	750	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,500	12,000
金属	125	125	150	150	250	150	150	150	150	150	150	300	2,000
ガラス	25	25	30	30	30	40	40	30	30	30	30	50	390

※単位は全てkg